

特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）は、都内（島しょ部を除く）で特定家畜伝染病が発生した場合の防疫業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、特定家畜伝染病が発生した場合において、乙に所属する会員等（以下「乙の会員」という。）の資材や機材の提供及び技術者等の協力により、甲が行う防疫業務を円滑に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 特定家畜伝染病とは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2において「家畜伝染病のうち、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザその他特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるもの」とする。

（協力要請）

第3条 甲は、特定家畜伝染病が発生した場合において、防疫業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

（防疫業務）

第4条 甲が乙に対して協力を要請する防疫業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 家畜の死体及び汚染物品の埋却・化製処理に関する業務
- (2) (1)に伴う運搬に関する業務
- (3) その他甲が必要とする業務

（業務内容の提示）

第5条 第3条の規定により、甲が乙に協力を要請するときは、甲は、乙に対して業務内容を提示するものとする。

（協力体制の整備）

第6条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備するものとする。

（資機材の消毒）

第7条 防疫業務に用いた乙の会員の資機材については、甲が消毒作業を施すものとする。

（業務の報告）

第8条 乙の会員は、防疫業務完了後、速やかにその実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 乙の会員が行った防疫業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙の会員が防疫業務を行うにあたり負担した実費額を基準とし、甲と乙の会員が協議の上決定する。

3 甲は、費用の請求があったときは、内容を精査確認し30日以内に、その費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙が協議して定めるものとする。

(労働災害補償)

第11条 甲からの協力要請に応じて、第4条に掲げる業務に従事した者(若しくは乙の会員)の労働災害における補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)によるものとする。

2 これによらない場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(暴力団排除に関する特約条項)

第14条 暴力団排除に関する特約条項については、別紙の定めるところによる。

(紛争解決)

第15条 この協定に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月17日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

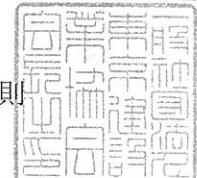
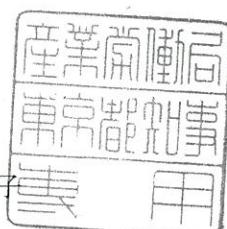
東京都

(代表者) 東京都知事 小池百合子

乙 東京都中央区八丁堀二丁目5番1号

一般社団法人 東京建設業協会

(代表者) 会長 今井雅則



暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

第1条 甲は、乙が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（乙が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この協定を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

2 甲は、第1項の規定によりこの協定を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(再委託禁止等)

第2条 乙は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。

2 乙が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、甲は乙に対して、当該協定の解除を求めることができる。

3 前項の規定により協定解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

4 甲は、第2項に規定する協定の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、この協定を解除することができる。

(不当介入に関する通報報告)

第3条 乙は、協定内容の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。

3 乙は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。

4 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、この協定を解除することができる。